阪神水道企業団公報

平成20年12月15日　第213号

毎月15日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
３丁目20番１号

目　次

◇規　則◇

○　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓　令◇

○　阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程

◇告　示◇

○　平成20年第２回阪神水道企業団議会臨時会の招集
○　企業長選挙の結果について
○　平成20年第２回阪神水道企業団議会定例会の招集
○　阪神水道企業団議会議員の異動

◇公　告◇

○　条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について
○　郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

規　則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月27日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第６号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成７年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

⑸　負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア　孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ　職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第３条第５号の規定は、平成20年４月１日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

訓　　令

訓令第３号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年９月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団公舎規程（昭和44年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別　表　公舎使用料月額表

区　　分	公舎番号	使　用　料	区　　分	公舎番号	使　用　料
		円			円
大　　道	1	27,400	西　　宮	1	19,100
〃	2	27,400	〃	2	19,100
〃	3	27,400	〃	3	19,100
〃	4	27,400	〃	4	19,100
〃	5	27,400	〃	5	19,100
〃	6	27,400	〃	6	19,100
猪　名　川	1	21,800	〃	7	19,100
〃	2	21,800	〃	8	19,100
〃	3	21,800	香　枦　園	1	45,200
〃	4	21,800	〃	2	45,200
〃	5	21,800	〃	3	45,200
〃	6	21,800	〃	4	45,200
〃	7	21,800	〃	5	45,200
〃	8	21,800	〃	6	45,200
尼　　崎	1	19,100	住　　吉	12	11,500
〃	2	19,100	〃	13	11,500
〃	3	19,100	〃	14	11,500
〃	4	19,100	〃	15	11,500
〃	5	19,100	〃	16	11,500
〃	6	19,100	〃	17	11,500
〃	7	19,100	〃	18	11,500
〃	8	19,100	〃	19	11,500

附　則

この規程は、平成20年10月１日から施行する。

告　　示

阪神水道企業団告示第21号

平成20年第２回阪神水道企業団議会臨時会を平成20年10月28日阪神水道企業団議会議場に招集する。

平成20年10月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

付議事件

○　企業長の選挙

阪神水道企業団告示第22号

平成20年第２回阪神水道企業団議会臨時会において企業長選挙を執行した結果、次のとおり当選した。

平成20年10月28日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

山　中　　敦

阪神水道企業団告示第23号

平成20年第２回阪神水道企業団議会定例会を平成20年11月26日阪神水道企業団議会議場に招集する。

平成20年11月19日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団告示第24号

阪神水道企業団規約第７条第１項の規定により、平成20年11月23日付をもって、下記のとおり阪神水道企業団議会議員の異動を決定した。

平成20年11月25日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

新議員　　山　田　　知（西宮市長）
旧議員　　山　田　　知（西宮市長）

公　　告

阪神水道企業団公告

条件付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団（以下、「企業団」という。）契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年９月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　工 事 名　　淀川取水場導水ポンプ設備取替工事

⑵　工事場所　淀川取水場

⑶　工事概要

ア　ポンプ設備の設計製作　１式

イ　ポンプ設備の移設　１式

ウ　据付、配管、配線工事　１式

エ　試運転調整工　１式

オ　その他関連付帯工事　１式

⑷　工事期間　契約締結日の翌日から平成22年３月23日まで

⑸　予定価格　非公表

⑹　最低制限価格の設定　無

2　応募方法　建設共同企業体による。

3　入札参加資格

建設共同企業体の結成方法は自主結成とし、構成員は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の指名競争入札参加資格（工種：電気工事及び機械器具設置工事）取得者で次に揚げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　自治令第167条の11第１項に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

⑵　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業許可を有すること。

⑶　企業団の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から入札日までの間に受けていないこと。

⑷　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

⑸　構成員は２者とし、その出資比率は各々30％以上とする。また、各構成員が平成10年度以降に、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関が発注した上下水道施設の大口径（φ600㎜以上）ポンプ設備における両吸込み渦巻きポンプ（低騒音、低脈動形）又は回転数制御装置（VVVF形、600kW程度）のいずれかについて製作若しくは設置工事を元請又は建設共同企業体として完成した国内での施工実績(工事が完了し引渡が完了したもの。)を有すること。なお、構成する２者とは、電気工事と機械器具設置工事の２業者とする。

⑹　建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を、契約期間を通じて本工事の工事現場に専任で配置できること。なお、工場製作期間とそれ以外の期間の監理技術者等は、同一の者である必要はない。

⑺　建設業法に規定する経営事項審査結果の直近の総合評点が電気工事については1,100点以上、機械器具設置工事について800点以上で、本契約予定日(平成20年９月下旬)まで経営事項審査結果通知書の期間が有効であることが申込期限日までに確認できること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

4　入札参加申込書等の交付方法

阪神水道企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）の「入札・契約情報」（以下、「企業団ホームページ」という。）からダウンロードすること。

5　入札参加申込手続き

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加申込書を持参し、提出すること。

⑴　提出資料　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

⑵　提出部数　１部

⑶　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

⑷　受付期間　平成20年９月18日㈭から平成20年９月26日㈮まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日　午前９時30分から午前11時30分まで　及び
午後１時30分から午後４時30分まで

6　設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）の閲覧

⑴　閲覧期間　平成20年９月18日㈭から平成20年９月26日㈮まで

⑵　閲覧方法　企業団ホームページからダウンロードすること。

7　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおりＦＡＸ（任意様式）により受付ける。

⑴　受付期間　平成20年９月18日㈭から平成20年９月24日㈬まで

⑵　提 出 先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係あて
ＦＡＸ　078(431)2664

⑶　回　答　平成20年９月26日㈮に企業団ホームページに掲示する。

8　入札並びに開札の日時及び場所等

⑴　日　時　平成20年９月29日㈪　午前９時30分

⑵　場　所　本庁舎　１Ｆ　第２会議室
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

⑶　入札に必要なもの

ア　入札書（指定様式）

イ　委任状（指定様式。代理人が入札する場合に必要。）

ウ　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号）

エ　配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第３号）

オ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

カ　建設共同企業体協定書（様式第５号）

キ　入札保証金又はそれに代わる担保。ただし、入札保証保険契約証書を提出する場合は免除する。

ク　工事費内訳書

入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙「内訳書」に示す様式）を提出すること。その際、職員が工事費内訳書に基づき説明を求める場合もある。

なお、工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

9　入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　入札締め切り後、直ちに開札する。

⑵　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

⑶　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

⑷　同価による最低価格入札者が２者以上いるときは、開札後直ちにくじ引きによって審査順位を決定する。

⑸　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を通知し契約を締結するものとする。

イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

⑹　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

⑺　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は

入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

⑻　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

10　入札の中止

入札参加申込者が一人である場合又は入札参加者が辞退により一人となった場合は、入札を取りやめ随意契約に移行するものとする。

11　入札保証金

⑴　入札金額の100分の５以上の額の入札保証金又はそれに代わる担保を納付すること。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出したときは納付を免除する。

⑵　納付された入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後に返還し、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後に返還する。ただし、落札者が契約を締結しない場合若しくは不当な方法をもって落札した場合は返還しない。

なお、返還にあたっては利子を付さない。

12　契約保証金

契約金額の100分の５以上の額の契約保証金又はそれに代わる担保を納付すること。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出したときは納付を免除する。

13　支払条件

⑴　中間１回払とする。

⑵　前金払いなし。

14　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書。

⑵　指定した時刻までに提出しなかった入札書。

⑶　入札書の様式が指定様式でない入札書。

⑷　同一人物（代理人含む。）が入札した２通以上の入札書。

⑸　入札金額が加除訂正されている入札書。

⑹　記名、押印のない入札書。

⑺　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書。

⑻　代理人が入札する場合、委任状の代理人印と異なる印を押印した入札書。

⑼　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書。

⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。

⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書。

⑿　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。

⒀　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書。

15　その他留意事項

⑴　提出された資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

⑵　提出された資料は返却しない。

⑶　申込書等に虚偽の記載をした者は、企業団の指名停止基準により６ヶ月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

本件に関する問合せ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）

ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

条件付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団（以下、「企業団」という。）契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年９月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　工 事 名　　新尼崎浄水場Ⅱ期施設設備工事（送配水ポンプ設備）

⑵　工事場所　　尼崎浄水場構内

⑶　工事概要

ア　送水ポンプ設備の設計製作　　１式

イ　配水ポンプ設備の設計製作　　１式

ウ　電気設備の設計製作　　１式

エ　据付、配管、配線工事　　１式

オ　その他関連付帯工事　　１式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成22年３月25日まで

⑸　予定価格　　非公表

⑹　最低制限価格の設定　　無

２　応募方法　　建設共同企業体による。

３　入札参加資格

建設共同企業体の結成方法は自主結成とし、構成員は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の指名競争入札参加資格（工種：電気工事及び機械器具設置工事）取得者で次に揚げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　自治令第167条の11第１項に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

⑵　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業許可を有すること。

⑶　企業団の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から入札日までの間に受けていないこと。

⑷　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

⑸　構成員は２者とし、その出資比率は各々３０％以上とする。また、各構成員が平成１０年度以降に、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関が発注した上下水道施設の大口径（φ350㎜以上）ポンプ設備における両吸込み渦巻きポンプ（低騒音、低脈動形）又は回転数制御装置（VVVF形、230kW程度）のいずれかについて製作若しくは設置工事を元請又は建設共同企業体として完成した国内での施工実績(工事が完了し引渡が完了したもの。)を有すること。なお、構成する２者とは、電気工事と機械器具設置工事の２業者とする。

⑹　建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を、契約期間を通じて本工事の工事現場に専任で配置できること。なお、工場製作期間とそれ以外の期間の監理技術者等は、同一の者である必要はない。

⑺　建設業法に規定する経営事項審査結果の直近の総合評点が電気工事については1,100点以上、機械器具設置工事について800点以上で、本契約予定日(平成20年９月下旬)まで経営事項審査結果通知書の期間が有効であることが申込期限日までに確認できること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

4　入札参加申込書等の交付方法

阪神水道企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）の「入札・契約情報」（以下、「企業団ホームページ」という。）からダウンロードすること。

5　入札参加申込手続き

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加申込書を持参し、提出すること。

⑴　提出資料　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

⑵　提出部数　１部

⑶　提出場所　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

⑷　受付期間　平成20年９月18日㈭から平成20年９月26日㈮まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日　午前９時30分から午前11時30分まで　及び
午後１時30分から午後４時30分まで

6　設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）の閲覧

⑴　閲覧期間　平成20年９月18日㈭から平成20年９月26日㈮まで

⑵　閲覧方法　企業団ホームページからダウンロードすること。

7　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおりＦＡＸ（任意様式）により受付ける。

⑴　受付期間　平成20年９月18日㈭から平成20年９月24日㈬まで

⑵　提 出 先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係あて
ＦＡＸ　078(431)2664

⑶　回　　答　平成20年９月26日㈮に企業団ホームページに掲示する。

8　入札並びに開札の日時及び場所等

⑴　日　　時　平成20年９月29日㈪　午前10時00分

⑵　場　　所　本庁舎　１Ｆ　第２会議室
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

⑶　入札に必要なもの

ア　入札書（指定様式）

イ　委任状（指定様式。代理人が入札する場合に必要。）

ウ　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号）

エ　配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第３号）

オ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

カ　建設共同企業体協定書（様式第５号）

キ　入札保証金又はそれに代わる担保。ただし、入札保証保険契約証書を提出する場合は免除する。

ク　工事費内訳書

入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙「内訳書」に示す様式）を提出すること。その際、職員が工事費内訳書に基づき説明を求める場合もある。

なお、工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

9　入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　入札締め切り後、直ちに開札する。

⑵　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

⑶　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

⑷　同価による最低価格入札者が２者以上いるときは、開札後直ちにくじ引きによって審査順位を決定する。

⑸　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を通知し契約を締結するものとする。

イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

⑹　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

⑺　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

⑻　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

10　入札の中止

入札参加申込者が一人である場合又は入札参加者が辞退により一人となった場合は、入札を取りやめ随意契約に移行するものとする。

11　入札保証金

⑴　入札金額の１００分の５以上の額の入札保証金又はそれに代わる担保を納付すること。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出したときは納付を免除する。

⑵　納付された入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後に返還し、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後に返還する。ただし、落札者が契約を締結しない場合若しくは不当な方法をもって落札した場合は返還しない。

なお、返還にあたっては利子を付さない。

12　契約保証金

契約金額の100分の５以上の額の契約保証金又はそれに代わる担保を納付すること。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出したときは納付を免除する。

13　支払条件

⑴　中間１回払とする。

⑵　前金払いなし。

14　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書。

⑵　指定した時刻までに提出しなかった入札書。

⑶　入札書の様式が指定様式でない入札書。

⑷　同一人物（代理人含む。）が入札した２通以上の入札書。

⑸　入札金額が加除訂正されている入札書。

⑹　記名、押印のない入札書。

⑺　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書。

⑻　代理人が入札する場合、委任状の代理人印と異なる印を押印した入札書。

⑼　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書。

⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。
⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書。
⑿　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。
⒀　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書。

15　その他留意事項
⑴　提出された資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
⑵　提出された資料は返却しない。
⑶　申込書等に虚偽の記載をした者は、企業団の指名停止基準により６ヶ月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

本件に関する問合せ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月24日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

起工番号	工施第14号
工 事 名	建具修理並びに防水補修工事
施工場所	猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号） 甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
工事概要	猪名川浄水場Ⅰ・Ⅱ系ポンプ室の建具修理並びに甲東ポンプ場の管理棟及び特高受電室屋上の防水補修を行う。 猪名川浄水場建具修理工　１式 甲東ポンプ場防水補修工　１式
工事期間	契約締結日の翌日から90日間
予定価格	￥１７，０８０，０００－（税抜き）
最低制限価格	￥１３，８１３，０００－（税抜き）

2　入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

応募方法	単独企業による。
入札参加資格	平成19・20年度阪神水道企業団指名競争入札参加資格（工種：建築一式工事）取得者で次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ⑴　自治令第167条の11第１項に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。 ⑵　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建設業許可を有すること。 ⑶　企業団の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から入札日

	までの間に受けていないこと。 ⑷　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。） ⑸　平成10年度以降に、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関が発注した施設能力50,000m3/日以上の水道施設の建築物において、その補修工事を元請として完成した国内での施工実績（工事が完了し引渡しが完了したもの。）を有すること。 ⑹　建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を、契約期間を通じて本工事の工事現場に専任で配置できること。 ⑺　建設業法に規定する経営事項審査結果の直近の総合評点が建築一式工事について691点以上かつ950点以下で、本契約予定日(平成20年11月上旬)まで経営事項審査結果通知書の期間が有効であることが申込期限日までに確認できること。

3　入札に付する設計図書（設計書、仕様書、図面等）の交付

上記「2　入札参加資格」に該当する者のみに交付する。

交付方法	⑴　阪神水道企業団ホームページの「入札・契約情報」（以下「企業団ホームページ」という。）からダウンロードすること。 （http://www.hansui.or.jp/） ⑵　ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で交付するので、事前に連絡すること。 （電話(078)431－1902　直通）
交付期間	公告日から平成20年10月31日㈮まで

4　設計図書に関する質問

質問受付	平成20年10月28日㈫までにＦＡＸにより提出すること。
提 出 先	阪神水道企業団　総務部総務課契約係あて ＦＡＸ　（078）431－2664
回　　答	平成20年10月29日㈬に、企業団ホームページに掲載する。

5　入札（郵便入札）参加申込

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留・簡易書留・配達記録のいずれかの方法にて郵送すること。（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）

提出書類	⑴　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号） ⑵　入札書（指定様式。）
提出部数	⑴　１部 ⑵　封筒は、１件につき１通限りとする。入札書を封筒に２枚入れた場合は２件とも無効とする。
送 付 先	〒658-0073 神戸西岡本郵便局留 阪神水道企業団総務課契約係　行
受付期間	公告日から平成20年11月５日㈬まで（必着）

6　開札の日時及び場所

日　　時	平成20年11月６日㈭　　午前10時00分から

場　所	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎３階　第１会議室
開札の立会い	開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

7　入札参加資格の審査及び落札者の決定

決定方法	⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。 ⑵　入札参加者は開札に立会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。 ⑶　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。 ⑷　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。 ⑸　同価による最低価格入札者が２人以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。 ⑹　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を通知し契約を締結するものとする。 イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。 ⑺　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。 ⑻　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。 ⑼　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
落札の通知	落札候補者を決定したときは、落札候補者に電話又は書面で通知する。
入札結果の公表	入札結果は、契約係の閲覧場所及び企業団ホームページで公表する。

8　入札参加資格確認資料の提出

落札候補者は、次のとおり入札参加資格確認資料を持参により提出しなければならない（郵送不可）。提出期限までに提出しなかった場合は落札者の決定を取り消すものとする。

提出書類	⑴　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号） ⑵　配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第３号の２） ⑶　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
提出部数	１部
提 出 先	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係

提出期限	平成20年11月10日(月)

9　入札の中止

入札参加者が一人である場合若しくは入札参加者が辞退により一人となった場合は、入札を取りやめるものとする。

10　保証金及び支払条件

入札保証金	免除。
契約保証金	免除。ただし、履行保証保険（定額てん補付保割合100分の５以上）に加入すること。
支 払 条 件	⑴　完成払とする。 ⑵　前金払なし。

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書。
⑵　持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札。
⑶　封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの。
⑷　期限までに所定の場所に到達しなかった入札書。
⑸　封筒に封印のないもの。
⑹　入札書の様式が指定様式でない入札書。
⑺　記名、押印のない入札書。
⑻　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書。
⑼　入札金額が加除訂正されている入札書。
⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。
⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書。
⑿　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書。
⒀　同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの。
⒁　同一人物が入札した２通以上の入札書。
⒂　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。
⒃　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書。
⒄　当該入札に関係のないことが記入されているもの。

12　その他留意事項

⑴　入札参加申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
⑵　提出された資料等は返還しない。
⑶　申込書等に虚偽の記載をした者は、阪神水道企業団指名停止基準により６ヶ月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
⑷　入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
⑸　郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

13　入札に関する問合せ先

阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電話　(078)431－1902（直通）
ＦＡＸ　(078)431－2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき,次のとおり公告する。

平成20年11月14日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

起工番号	工大第12号
工 事 名	第２取水管理橋塗装工事
施工場所	大阪市東淀川区大道南２丁目309番１地先
工事概要	大道第２取水管理橋（５期）の橋桁部分の塗装 第２取水管理橋塗装工　325㎡
工事期間	契約締結日の翌日から平成21年３月19日
予定価格	非公表
最低制限価格	設定無

2　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

応募方法	単独企業による。
入札参加資格	公告日現在において、平成19・20年度阪神水道企業団指名競争入札参加資格（工種：塗装工事）取得者で次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ⑴　自治令第167条の４第１項に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。 ⑵　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建設業許可を有すること。 ⑶　企業団の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から入札日までの間に受けていないこと。 ⑷　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。） ⑸　平成10年度以降において、水管橋（パイプビーム水管橋を除く。）又は今回の規模以上の橋梁（鋼製）の塗装実績があること。

3　入札に付する設計図書（設計書、仕様書、図面等）の交付

上記「２　入札参加資格」に該当する者のみに交付する。

交付方法	⑴　阪神水道企業団ホームページの「入札・契約情報」（以下「企業団ホームページ」という。）からダウンロードすること。 （http://www.hansui.or.jp/） ⑵　ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で交付するので、事前に連絡すること。 （電話(078)431－1902　直通）
交付期間	公告日から平成20年11月21日㈮まで

4　設計図書に関する質問

質問受付	平成20年11月17日㈪までにＦＡＸにより提出すること。

提出先	阪神水道企業団　総務部総務課契約係あて FAX　(078) 431－2664
回答	平成20年11月19日㈬に、企業団ホームページに掲載する。

5　入札（郵便入札）参加申込

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留・簡易書留・配達記録のいずれかの方法にて郵送すること。（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）

提出書類	⑴　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号） ⑵　入札書（指定様式）
提出部数	⑴　１部 ⑵　封筒は、１件につき１通限りとする。入札書を封筒に２枚入れた場合は２件とも無効とする。
送付先	〒658-0073 神戸西岡本郵便局留 阪神水道企業団総務課契約係　行
受付期間	平成20年11月17日㈪から平成20年11月25日㈫まで（必着）

6　開札の日時及び場所

日時	平成20年11月26日㈬　午前９時30分から
場所	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
開札の立会い	開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

7　入札参加資格の審査及び落札者の決定

決定方法	⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。 ⑵　入札参加者は開札に立会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。 ⑶　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。 ⑷　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。 ⑸　同価による最低価格入札者が２人以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。 ⑹　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を通知し契約を締結するものとする。 イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

	⑺　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。 ⑻　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。 ⑼　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
落札の通知	落札候補者を決定したときは、落札候補者に電話又は書面で通知する。
入札結果の公表	入札結果は、契約係の閲覧場所及び企業団ホームページで公表する。

8　入札参加資格確認資料の提出

落札候補者は、次のとおり入札参加資格確認資料を持参により提出しなければならない（郵送不可）。提出期限までに提出しなかった場合は落札者の決定を取り消すものとする。

提出書類	⑴　同種又は類似工事の施工実績（様式第２号） ⑵　「建設業許可通知書」の写し
提出部数	１部
提 出 先	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係
提出期限	平成20年11月28日㈮

9　入札の中止

入札参加者が一人である場合若しくは入札参加者が辞退により一人となった場合は、入札を取りやめるものとする。

10　保証金及び支払条件

入札保証金	免除。
契約保証金	免除。
支 払 条 件	⑴　完成払とする。 ⑵　前金払なし。

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書。
⑵　持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札。
⑶　封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの。
⑷　期限までに所定の場所に到達しなかった入札書。
⑸　封筒に封印のないもの。
⑹　入札書の様式が指定様式でない入札書。
⑺　記名、押印のない入札書。
⑻　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書。
⑼　入札金額が加除訂正されている入札書。
⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。
⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書。
⑿　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書。
⒀　同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの。
⒁　同一人物が入札した２通以上の入札書。
⒂　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。
⒃　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書。
⒄　当該入札に関係のないことが記入されているもの。

12　その他留意事項

⑴　入札参加申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
⑵　提出された資料等は返還しない。
⑶　申込書等に虚偽の記載をした者は、阪神水道企業団指名停止基準により６ヶ月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
⑷　入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
⑸　郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

13　入札に関する問合せ先

阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電話　(078)431－1902（直通）
FAX　(078)431－2664

阪神水道企業団公告

阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第３号）第２条の規定により、平成19年度における阪神水道企業団人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成20年11月28日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　職員の任免の状況

(1)　職員の採用試験（平成19年度）

区分	職種	採用予定者数	申込者数	受験者数	合格者数
大学卒	事務	1人	4人	2人	0人
	技術	1人	1人	1人	0人
高校卒	事務	0人	0人	0人	0人
	技術	0人	0人	0人	0人

(2)　職員の任免

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

区分		人数
新規採用		1人
昇任・昇格		5人
降任・降格		0人
退職者		4人
内訳	定年退職	3人
	普通退職	1人

（注）　死亡退職は、普通退職に含む。

(3)　役職別昇任・昇格者数

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

区分	人数
部長級	0人
課長級	2人
係長級	1人

2　職員給与費の状況

(1)　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率B／A	（参考）前年度の総費用に占める職員給与費比率
平成19年度	千円 19,984,020	千円 △ 1,135,570	千円 2,292,647	% 11.5	% 11.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成19年度	人 261	千円 1,084,376	千円 330,001	千円 507,235	千円 1,921,612	千円 7,362

（注）1　職員手当には、退職手当を含まない。
　　2　職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

3　職員の平均月収額、初任給等の状況

(1)　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
40歳9月	402,748円	625,992円

（注）1　基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
　　2　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(2)　職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区　分	初任給
大学卒	174,400円
高校卒	147,500円

(3)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区　分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	270,800円	311,900円	362,400円
高校卒	237,900円	279,100円	321,300円

4　級別職員数等の状況

(1)　級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	定型的な業務を行う職務	1人	0.4%
2　級	経験を必要とする業務を行う職務	8人	3.1%
3　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	189人（5人）	74.4%（2.0%）
4　級	室長、係長及び主査の職務	39人	15.4%
5　級	課長、場長、所長、室長、主幹及び副場長の職務	14人	5.5%
6　級	部長、次長及び参事の職務	3人	1.2%

（注）（　）内は、外書きでの再任用短時間勤務職員数

5　職員の手当の状況

(1)　期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（平成19年度決算）	
1,996　千円	
（平成19年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3．0月分	1．5月分
（1．6）月分	（0．75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2)　退職手当（平成20年3月31日現在）

区分	自己都合	勧奨・定年等
勤続２０年	23.5月分	30.79月分
勤続２５年	34月分	44.54月分
勤続３５年	49月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職（2%～20%加算） 早期退職特例措置(7%～30%加算)	
1人当たり平均支給額	0千円	25,536千円

（注）1　退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である
　　2　定年退職者等の平均勤続年数は29年。

(3)　地域手当（平成20年3月31日現在）

支給実績（平成19年度決算）	114,755　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	439,675　円
支給対象職員数	261　人
支給率	10　%

（注）給料、扶養手当、管理職手当（定額）の合計額に10%を乗じたもの

(4)　特殊勤務手当（平成20年3月31日現在）

支給実績（平成19年度決算）	15,312　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	75,062　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	77.6　%
手当の種類（手当数）	4

手当名	内容及び支給単価	
精勤手当	私傷病による療養休暇若しくは介護休暇又は欠勤のない者に対して支給	3,000 円/月
交替勤務手当	(1)　交替制勤務に服する職員のうち、正規の勤務時間としての午後5時から翌日午前9時まで勤務した者に対して支給	1,700 円/回
	(2)　交替制勤務に服する職員のうち、12月29日から翌年の1月3日までの日における正規の勤務時間として勤務した者に対して支給 午後5時から翌日午前9時までの勤務にあっては勤務1回につき1,700円を加えた額を支給	5,000 円/回
危険作業手当	(1)　トンネルの坑内において、トンネル工事の監督又はトンネル堀り作業に常時直接従事する職員に対して支給	900 円/月
	(2)　塩素滅菌室内において、塩素滅菌するための薬品、器具等を取替え、点検し、又は調整する作業に常時直接従事する職員に対して支給	300 円/月
	(3)　水中作業に直接従事する職員に対して支給 業務内容により支給額が異なる	600 円/回 又は 400 円/回
	(4)　圧搾空気内で行う作業に直接従事する職員に対して支給	160 円/時間

非常作業手当	正規の勤務時間外（休日における正規の勤務時間を含む。）において、非常災害その他別に定める事故のため緊急の呼集を受け、住居その他勤務場所以外の場所から出勤し、1時間以上にわたって復旧作業等その対策に従事した場合に支給	1,000 円/回
	その勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合	2,000 円/回

（注）精勤手当は、平成20年3月31日をもって廃止。

(5)　時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	36,054　千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	165　千円
支給実績（平成19年度決算）	33,498　千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	164　千円
職員1人当たり年平均時間数（平成19年度）	53.9　時間
職員1人当たり月平均時間数（平成19年度）	4.5　時間

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6)　その他の手当（平成20年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者　13,000 円 それ以外の扶養親族　6,500 円 配偶者を有しない場合 1人目　11,000 円 16歳の年度始め～22歳の年度末までの子に加算する額 子1人につき5,000円加算	41,163千円	165,978円
住居手当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に対して支給 持家　10,500 円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額　27,000 円	27,298千円	110,073円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等の交通用具を使用している職員等に対して支給 交通機関利用者 交通用具使用者 交通機関と交通用具の併用者 最高支給限度額　55,000 円	47,668千円	181,247円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 部長級（6級）　100,000 円 課長級（5級）　71,000 円 係長級（4級）　45,000 円　（H20.4月より42,000円に減額）	39,025千円	709,545円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	11,304千円	118,985円

6　特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	企業長	901,000円 (1,060,000円)
	副企業長	765,000円 (850,000円)
報酬	議長	60,000円 (75,000円)
	副議長	56,000円 (70,000円)
	議員	52,000円 (65,000円)
	監査委員	54,000円 (67,000円)
期末手当	企業長 副企業長	（平成19年度支給割合） 4.45月分

区分		給料月額等		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	企業長	給料月額×在職月数×0.27	13,737,600円	任期ごと
	副企業長	給料月額×在職月数×0.23	9,384,000円	任期ごと

（注）1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　2　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7　職員数の状況

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年度	平成27年度	235人　（△48人：△17%）削減

8　職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

(1)　職員の勤務時間・休憩時間・休息時間

原則として月曜から金曜まで

１週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40時間	8時45分	17時30分	12時15分 ～13時00分	30分/日

（注）交替制勤務については、2交替制で、昼勤は9時から17時、夜勤は17時から翌9時までの勤務。休憩時間はそれぞれ1時間、3時間。

(2)　主な休暇制度等

①　制度の概要

条例上の休暇の種類(名称)	概　　要
年次休暇	原則として1月1日に20日/年 20日を限度に翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等による療養休暇	公務又は通勤により負傷若しくは疾病にかかり療養のため勤務できない場合に、企業長が療養を必要と認める期間
私傷病による療養休暇	公務又は通勤によらないで負傷若しくは疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、企業長が特に療養を要すると認めたときに、1暦年で90日以内。

産前、産後休暇	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間） 出産日の翌日から8週間
結婚休暇	職員が結婚した場合、連続して7日以内
忌服休暇	職員の親族が死亡した場合、7日以内で親族に応じて定める日数
特別休暇	(1)　風水震火災その他の非常災害による交通しゃ断があった場合に、そのつど必要と認める期間
	(2)　選挙権その他公民としての権利の行使の場合に、そのつど必要と認める時間
	(3)　職員の妻が出産する場合に出産日の前後各1週間を通じ、3日以内の期間
	(4)　職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、5日の範囲内で必
	(5)　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1暦年につき5日の範囲内で必要と認める期間
	(6)　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1暦年につき5日の範囲内で必要と認める期間

②　年次休暇の取得状況

	平均付与日数	平均取得日数	平均消化率
平成19年	19.9日	15.2日	76.4%

(3)　育児休業及び部分休業について

①　制度の概要

休業の種類（名称）	概　　要	取得単位
育児休業	職員の養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
部分休業	職員の養育する子が3歳に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、取得が可能。勤務しない時間は無給。	30分単位

②　育児休業及び部分休業の取得者数（平成19年度）

	育児休業取得者数	うち両休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
	0人	0人	0人

（注）「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、平成19年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した職員数、下段は、育児休業（部分休業）の期間が平成18年度から平成19年度にかけて引き続いている職員数。

9　分限及び懲戒処分の状況

(1)　分限処分者数（平成19年度）

降　任	0人
免　職	0人
休　職	0人
計	0人

(2)　懲戒処分者数（平成19年度）

戒　告	0人
減　給	0人
停　職	0人
免　職	0人
計	0人

10　職員の福利厚生に関する状況

(1)　共済組合

兵庫県市町村職員共済組合に加入。

（http://www.h-kyosai.or.jp/）

(2)　阪神水道職員厚生会

会員掛金・事業主負担金は給与月額の5/1000

事業名	内　容		
文化体育事業	野球、テニス等各種スポーツ大会開催、クラブ活動補助、観劇会（2年に1回）		
給付事業	傷病見舞金	10,000円	30日以上の療養
	出産祝金	20,000円	
	入学祝金	15,000円	小学校、中学校、高等学校入学時
	永年会員祝金	120,000円	25年勤続
	家族慰安旅行助成金	120,000円	55歳ただし30年以上勤続
	結婚祝金	70,000円	初婚者（再婚者は35,000円）
	弔慰金	本人200,000円、配偶者100,000円、 1親等20,000円	
	災害見舞金	災害の程度に応じ200,000円を上限	
	退会時餞別金(勤続５年を超える者)	勤続年数５年を控除し、1年につき10,000円	
貸付事業	臨時に資金を必要とするとき(給料等の1月分以内で限度額400,000円　年利3.6%)		

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年12月11日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

起工番号	工管事第52号
工事名	オゾン接触槽及び活性炭吸着槽圧力室清掃工事
施工場所	猪名川浄水場及び尼崎浄水場
工事概要	猪名川浄水場･尼崎浄水場のオゾン接触槽及び活性炭吸着槽圧力室内の浮遊物質等を除去し、清掃を行う。
工事期間	契約締結日の翌日から平成21年３月13日
予定価格	3,610,000円（税抜き）
最低制限価格	2,785,000円（税抜き）

2　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

応募方法	単独企業による。
入札参加資格	公告日現在において、平成19・20年度阪神水道企業団指名競争入札参加資格（工種：土木一式工事）取得者で次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ⑴　自治令第167条の４第１項に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。 ⑵　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建設業許可を有すること。 ⑶　企業団の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から入札日までの間に受けていないこと。 ⑷　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。） ⑸　神戸、尼崎、西宮及び芦屋に本店を有すること。 ⑹　建設業法に規定する経営事項審査結果の直近の総合評点が土木一式工事について820点以下で本契約予定日(平成20年12月中旬)まで経営事項審査結果通知書の期間が有効であることが申込期限日までに確認できること。

3　入札に付する設計図書（設計書、仕様書、図面等）の交付

上記「２　入札参加資格」に該当する者のみに交付する。

交付方法	⑴　阪神水道企業団ホームページの「入札・契約情報」（以下「企業団ホームページ」という。）からダウンロードすること。 （http://www.hansui.or.jp/） ⑵　ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で交付するので、事前に連絡すること。 （電話(078)431－1902　直通）
交付期間	公告日から平成20年12月18日㈭まで

4　設計図書に関する質問

質問受付	平成20年12月12日㈮までにＦＡＸにより提出すること。
提 出 先	阪神水道企業団　総務部総務課契約係あて ＦＡＸ　（078）431－2664
回　　答	平成20年12月15日㈪に、企業団ホームページに掲載する。

5　入札（郵便入札）参加申込

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留・簡易書留・配達記録のいずれかの方法にて郵送すること。（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）

提出書類	⑴　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号） ⑵　入札書（指定様式）
提出部数	⑴　１部 ⑵　封筒は、１件につき１通限りとする。入札書を封筒に２枚入れた場合は２件とも無効とする。
送 付 先	〒658-0073 神戸西岡本郵便局留 阪神水道企業団総務課契約係　行

提出期限	平成20年12月18日㈭到着分まで

6　開札の日時及び場所

日　　時	平成20年12月19日㈮　　午後14時00分から
場　　所	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
開札の立会い	開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

7　入札参加資格の審査及び落札者の決定

決定方法	⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。 ⑵　入札参加者は開札に立会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。 ⑶　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。 ⑷　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。 ⑸　同価による最低価格入札者が２人以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。 ⑹　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を通知し契約を締結するものとする。 イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。 ⑺　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。 ⑻　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。 ⑼　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
落札の通知	落札候補者を決定したときは、落札候補者に電話又は書面で通知する。
入札結果の公表	入札結果は、契約係の閲覧場所及び企業団ホームページで公表する。

8　入札参加資格確認資料の提出

落札候補者は、次のとおり入札参加資格確認資料を持参により提出しなければならない（郵送不可）。提出期限までに提出しなかった場合は落札者の決定を取り消すものとする。

提出書類	「経営事項審査結果通知書」の写し
提出部数	１部

提出先	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係
提出期限	平成20年12月22日(月)

9　入札の中止

入札参加者が一人である場合若しくは入札参加者が辞退により一人となった場合は、入札を取りやめるものとする。

10　保証金及び支払条件

入札保証金	免除。
契約保証金	免除。ただし、履行保証保険（定額てん補付保割合100分の５以上）に加入すること。
支払条件	⑴　完成払とする。 ⑵　前金払なし。

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書。
⑵　持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札。
⑶　封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの。
⑷　期限までに所定の場所に到達しなかった入札書。
⑸　封筒に封印のないもの。
⑹　入札書の様式が指定様式でない入札書。
⑺　記名、押印のない入札書。
⑻　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書。
⑼　入札金額が加除訂正されている入札書。
⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。
⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書。
⑿　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書。
⒀　同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの。
⒁　同一人物が入札した２通以上の入札書。
⒂　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。
⒃　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書。
⒄　当該入札に関係のないことが記入されているもの。

12　その他留意事項

⑴　入札参加申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
⑵　提出された資料等は返還しない。
⑶　申込書等に虚偽の記載をした者は、阪神水道企業団指名停止基準により６ヶ月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
⑷　入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
⑸　郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

13　入札に関する問合せ先

阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電話　(078)431－1902（直通）

FAX　(078)431－2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年12月11日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

起工番号	工施第18号
工 事 名	猪名川公舎外構修理工事
施工場所	猪名川公舎（尼崎市田能４丁目876－４）
工事概要	猪名川公舎敷地内における地盤沈下により外構の整備を行う。
工事期間	契約締結日の翌日から60日間
予定価格	非公表
最低制限価格	設定無し

2　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

応募方法	単独企業による。
入札参加資格	公告日現在において、平成19・20年度阪神水道企業団指名競争入札参加資格（工種：土木一式工事）取得者で次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ⑴　自治令第167条の４第１項に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。 ⑵　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建設業許可を有すること。 ⑶　企業団の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から入札日までの間に受けていないこと。 ⑷　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。） ⑸　建設業法に規定する経営事項審査結果の直近の総合評点が土木一式工事について690点以下で本契約予定日(平成20年12月中旬)まで経営事項審査結果通知書の期間が有効であることが申込期限日までに確認できること。

3　入札に付する設計図書（設計書、仕様書、図面等）の交付

上記「２　入札参加資格」に該当する者のみに交付する。

交付方法	⑴　阪神水道企業団ホームページの「入札・契約情報」（以下「企業団ホームページ」という。）からダウンロードすること。 （http://www.hansui.or.jp/） ⑵　ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で交付するので、事前に連絡すること。 （電話(078)431－1902　直通）

交付期間	公告日から平成20年12月18日㈭まで

4　設計図書に関する質問

質問受付	平成20年12月12日㈮までにＦＡＸにより提出すること。
提 出 先	阪神水道企業団　総務部総務課契約係あて ＦＡＸ　（078）431－2664
回　　答	平成20年12月15日㈪に、企業団ホームページに掲載する。

5　入札（郵便入札）参加申込

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留・簡易書留・配達記録のいずれかの方法にて郵送すること。（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）

提出書類	⑴　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号） ⑵　入札書（指定様式）
提出部数	⑴　１部 ⑵　封筒は、１件につき１通限りとする。入札書を封筒に２枚入れた場合は２件とも無効とする。
送 付 先	〒658-0073 神戸西岡本郵便局留 阪神水道企業団総務課契約係　行
受付期間	平成20年12月18日㈭到着分まで

6　開札の日時及び場所

日　　時	平成20年12月19日㈮　　午後14時30分から
場　　所	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室
開札の立会い	開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

7　入札参加資格の審査及び落札者の決定

決定方法	⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。 ⑵　入札参加者は開札に立会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。 ⑶　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。 ⑷　落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。 ⑸　同価による最低価格入札者が２人以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。 ⑹　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を通知し契約を締結するものとする。 イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合

	は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。 ⑺　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。 ⑻　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。 ⑼　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
落札の通知	落札候補者を決定したときは、落札候補者に電話又は書面で通知する。
入札結果の公表	入札結果は、契約係の閲覧場所及び企業団ホームページで公表する。

8　入札参加資格確認資料の提出

落札候補者は、次のとおり入札参加資格確認資料を持参により提出しなければならない（郵送不可）。提出期限までに提出しなかった場合は落札者の決定を取り消すものとする。

提出書類	「経営事項審査結果通知書」の写し
提出部数	１部
提 出 先	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係
提出期限	平成20年12月22日㈪

9　入札の中止

入札参加者が一人である場合若しくは入札参加者が辞退により一人となった場合は、入札を取りやめるものとする。

10　保証金及び支払条件

入札保証金	免除。
契約保証金	免除。
支 払 条 件	⑴　完成払とする。 ⑵　前金払なし。

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書。
⑵　持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札。
⑶　封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの。
⑷　期限までに所定の場所に到達しなかった入札書。
⑸　封筒に封印のないもの。
⑹　入札書の様式が指定様式でない入札書。
⑺　記名、押印のない入札書。
⑻　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書。
⑼　入札金額が加除訂正されている入札書。
⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。
⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書。
⑿　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書。
⒀　同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの。
⒁　同一人物が入札した２通以上の入札書。

⑮　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。
⑯　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書。
⑰　当該入札に関係のないことが記入されているもの。

12　その他留意事項

⑴　入札参加申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
⑵　提出された資料等は返還しない。
⑶　申込書等に虚偽の記載をした者は、阪神水道企業団指名停止基準により６ヶ月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
⑷　入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
⑸　郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

13　入札に関する問合せ先

阪神水道企業団　本庁舎３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電話　(078)431－1902（直通）
ＦＡＸ　(078)431－2664